

# 組合員のみなさまへ（氏名・住所等確認のお願い）

別紙

公立学校共済組合では毎年、組合員・被扶養者現況表（以下「現況表」という。）を送付し、組合員のみなさまに現況表の確認作業をお願いしています。現況表に記載された住所や氏名が住民票上の住所でない、または、旧姓となっているなどの場合、マイナ保険証が利用できない・共済組合からの郵送物が届かないなどの不都合が生じることがあります。本紙をお読みいただき、訂正の有無をご確認ください。

- 訂正なし → 共済組合への提出物はありません。
- 訂正あり → **赤字で訂正**し、右上に**押印または署名**の上、事務担当者へご提出ください。

◆ **現況表のみかた（令和7年8月1日時点）** ※8月2日以降に当支部で収受したものは反映していませんが、再手続き不要です。

見本

組合員・被扶養者現況表

令和7年8月1日 現在

4004 教・厚生課

① A37915

⑤ 9900 ユウチヨ

001 ホンテン

種別 普通

口座番号 口座名カナ

神奈川 太郎

99999999

カガリタロウ

印

対象者氏名カナ

続柄

性別

資格取得日

郵便番号

住所 1

電話番号

対象者氏名漢字

生年月日

年齢

資格喪失日

同別区分

住所 2

基礎年金番号

② カガリタロウ

本人

男

令和04年04月01日

231-0021

神奈川県 横浜市 中区

② 神奈川 太郎

平成10年10月10日

24

③ 0

日本大通

④

⑥ 1111-111111

カガリハコ

妻

女

令和04年04月01日

231-0021

神奈川県 横浜市 中区

神奈川 花子

平成10年12月31日

24

1

日本大通

## ◆ 各項目の説明

### ① 組合員等番号

- ・ 共済組合に加入した際の番号を記載しています。職員番号とは異なる場合があります。

裏面あり

## ◆ 各項目の説明

### ② 対象者氏名等

- ・ **旧姓が記載されている場合は訂正が必要です。**
  - ・ 氏名カナは小書き文字を含め、すべて同じ文字サイズで記載しています。 例：トウウイ（共済）
  - ・ 氏名の文字数制限は25字（空白含む）です。 例：「神奈川 太郎」 → 6文字
  - ・ 就職、結婚等で他の健康保険に加入している方（又は他の方に扶養されている方）の記載がある場合、取消手続きが必要です。
  - ・ 被扶養者のアルバイト等の収入（交通費等手当含む）が年額130万円以上(月額108,334円以上)あるいは、雇用(失業)保険の収入が日額3,612円以上となっていないか確認してください。
  - ・ 60歳以上、または障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する被扶養者は、年金やアルバイト等の収入が年額180万円以上（月額150,000円以上）あるいは、雇用(失業)保険の収入が日額5,000円以上となっていないか確認してください。
- ※【県機関及び県立学校の方】被扶養者氏名欄に㊦のスタンプが押印されている方は、扶養手当は支給されていないが共済組合の認定要件を満たしている被扶養者（特別認定者）です。庶務事務システム等により扶養手当が支給されていないこと及び上記の認定要件を引き続き満たしていることを必ず確認してください。現況表に相違がある場合は、別途手続きが必要です。なお、**特別認定者（義務教育以下の者を除く）については、令和7年10月（予定）に上記の認定要件（収入要件等）を満たしているか否かの確認作業（検認）を実施**します。
- 例）再任用職員・会計年度任用職員から臨時的任用職員になった場合、扶養手当支給に伴い特別認定から一般認定となる被扶養者がいるため、任用形態の変更があった場合は確認が必要です。

### ③ 同別区分

- ・ 本人は0、本人と同居している家族は1、本人と別居している家族は2と記載しています。

### ④ 住 所

- ・ **住民票上の住所でない場合は訂正が必要です。**ローマ数字がある場合は、アラビア数字(算用数字)で記載しています。

### ⑤ 給付金等振込口座

- ・ 給付金等振込口座の記載内容に誤りがないか確認してください。給与の振込口座と異なっても構いません。

### ⑥ 基礎年金番号

- ・ **本人（短期組合員除く）及び20歳以上60歳未満の配偶者のみ**、基礎年金番号に誤りがないか確認してください。子や父母、兄弟等の基礎年金番号の記載は不要です。

### ⑦ その他

- ・ 電話番号は空欄のままで構いません。

★ 併せて御確認ください ★  
県・市区町村等発行の(乳)、(小)、(新)、(障)、(精)などの医療証等をお持ちの方はいませんか？お持ちの場合は、共済組合の附加金（一部負担金払戻金及び家族療養費附加金）は原則支給しません。未届により重複支給となった場合は、附加金等を返還していただきます。届出を行っていない場合は、「市区町村等による医療費助成受給の(開始・停止・延長)届出書（給付様式第8-1号）」に医療証のコピーを添付し、提出してください。医療証等の有効期間が延長もしくは停止になった場合も届出が必要です。